

国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の運用方針について（通達）

昭和 39 年 10 月 28 日
陸幕 1 第 559 号

改正 昭和 43 年 6 月 27 日陸幕 1 第 483 号 昭和 52 年 5 月 13 日陸幕監理第 61 号
 昭和 56 年 4 月 11 日陸幕厚第 29 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
 平成 22 年 3 月 23 日陸幕人計第 185 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長 殿
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 21）

国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則の運用方針について（通達）

標記について、別紙のとおり通知があったので、この通知により運用されたい。

なお、この通知以外は下記によらるたい。

記

規則第 1 条関係

35. 11. 10 長発経施第 1494 号「幹部隊舎に希望入居する者の取扱いについて」により幹部隊舎に希望入居を許可されている者の寒冷地手当支給上の取扱いについては、規則第 1 条第 4 号に定める営内者等に準ずるものとする。

別紙

人 3 第 1 8 7 4 号

9 . 4 . 1

一部改正 防人計第 3 5 4 号

1 9 . 1 . 9

各 幕 僚 長
統合幕僚会議議長
技術研究本部長 殿
調達実施本部長
防衛施設庁長官

人 事 局 長

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の運用方針について（通知）

標記について、下記によるほか「国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の運用方針について（総人局第 9 5 8 号 5 5 . 1 2 . 2 3）」の例によって取り扱うこととされたので通知する。

なお、この通知は平成 9 年 4 月 1 日から実施し、防人 3 第 5 7 1 号（3 9 . 1 0 . 2 7）は廃止する。

記

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 0 0 号）第 1 条関係

- 1 防衛省所管旅費取扱規則（平成 1 8 年防衛庁訓令第 1 0 9 号）第 2 条第 1 項の規定により赴任とみなされるときは、当該赴任先の官署に勤務するものとする。
- 2 寒冷地手当の支給事由の発生又は終了の日の決定は発令日（発令日と発令内容の効果が発生する日が異なる場合は、発令内容の効果が発生する日をいう。以下同じ。）によるものとする。
- 3 自衛官についての発令日における取扱いは、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 寒冷地において採用された者及び退職した者並びに寒冷地以外の地域から寒冷地に異動した者は、発令日において寒冷地に在勤する職員とする。
 - (2) 寒冷地から寒冷地以外の地域に異動した者は、発令日において寒冷地に在勤する職員には該当しないものとして取り扱う。
 - (3) 寒冷地手当の額の異なる地域に異動した者は、発令日において異動後

の地域に在勤する職員とする。

- 4 「当該地域に防衛大臣の定める定係港を有する船舶」には、海上自衛隊の編成等に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第1号）第22条の規定により海上幕僚長によって配属及び籍を定められた支援船を含むものとする。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の運用方針について

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 0 0 号。以下「法」という。）及び寒冷地手当支給規則（昭和 3 9 年総理府令第 3 3 号。以下「府令」という。）の改正に伴い、法及び府令の運用について下記のとおり定めたので、昭和 5 5 年 8 月 3 0 日以降の運用に当たっては、下記に従って取り扱ってください。

なお、これに伴い、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の運用方針について」（昭和 3 9 年総公第 1 0 9 号）は廃止します。

記

法第 1 条関係

- 1 異動等により、基準日に法第 1 条に規定する「支給対象職員」の要件を具備するに至った者は、基準日において同条に規定する「支給対象職員」に該当するものとする。
- 2 異動等により、基準日に法第 1 条に規定する「支給対象職員」の要件を欠くに至った者は、基準日において同条に規定する「支給対象職員」には該当しないものとして取り扱うものとする。
- 3 法第 1 条の「在勤する」とは、本務として在勤することをいう。ただし、併任されている官職の業務に引き続き一月以上専ら従事することが予定されている場合にあつては、当該業務（当該官職の業務に引き続き専ら従事する期間の延長により当該業務に引き続き一月以上専ら従事することが予定されている場合にあつては、当該延長前の期間に係る当該業務を除く。）に専ら従事するために在勤することをいう。
- 4 前項ただし書の場合においては、寒冷地手当を支給され、又は支給されないこととなる職員に対して、その支給の有無を人事異動通知書又はこれに代わる文書により通知するものとする。ただし、当該職員の併任が解除され、又は終了したことに伴い、寒冷地手当を支給され、又は支給されないこととなる場合は、この限りでない。
- 5 基準日において寒冷地手当の額の異なる地域に異動した職員は、基準日において異動後の地域に在勤する職員とする。

法第 2 条関係

寒冷地手当の額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 条。以下「一般職給与法」という。）第 1 5 条、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 6 条第 2 項、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 3 3 号）第 2 0 条第 3 項又は人事院規則 1 7 - 2（職員団体のための職員の行為）第 6 条第 7 項の規定に基づいて減額して給与が支給されている場合においても減額しないものとする。

府令第3条関係

府令第3条第1項の距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法（一般職給与法第12条第1項第2号に規定する自動車等及び航空機を除く。）によるものとした場合の経路について、次の各号に掲げる交通方法の区分に応じた当該各号に定める距離を合算するものとする。

- 1 徒歩 国土交通省国土地理院発行の地形図等（縮尺5万分の1以上のものに限る。）を用いて測定した距離
- 2 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる距離
- 3 船舶 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離
- 4 一般乗合旅客自動車その他の交通機関（前2号に掲げるものを除く。） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する事業計画に記載されている距離その他これに準ずるものに記載されている距離

扶養親族について

- 1 法及び府令中の「扶養親族」とは、一般職給与法第11条に規定する扶養親族であつて、かつ、一般職給与法第11条の2の規定による届出がなされているものをいう。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条第1項に規定する特定任期付職員にあつては、当該届出は要しないものとする。
- 2 新たに職員となった者に扶養親族があり、又は職員に一般職給与法第11条の2第1項第1号に掲げる事実が生じ、その届出が職員となった日又は当該事実の生じた日から15日以内になされたときは、当該届出に係る扶養親族は、職員となった日又は当該事実の生じた日から扶養親族として取り扱うものとする。